

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)		
280630021	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日	土地・建物の所有者情報を明確化するため、被相続人の住所証明書類の保存期間を延長すること	<p>【要望内容】 被相続人の住所証明書類の保存期間の延長 ・保存期間:5年 150年</p> <p>【理由】 空き地・空き店舗の利活用促進のためには土地・建物の所有者情報を明確化する必要がある、そのためには相続登記を活用することが重要である。 しかし、相続登記手続において必要となる被相続人の住所証明書類(住民票、戸籍の附票等)の保存期間は、住民基本台帳法施行令に基づき5年間とされていることから、登記手続き時に当該書類が存在しないというケースが発生しており、これが、登記手続きの停滞要因の一つとなっている、そのため、住所証明書類を閉鎖戸籍類の保存期間と同じ150年間とすることが求められる。</p>	日本商工会議所	総務省 法務省	不動産登記制度 現行制度で対応可能	不動産登記法第61条、不動産登記令別表第22項 住民基本台帳法施行令第34条	不動産登記制度 現行制度で対応可能	相続による所有権の移転の登記の際には、左記のとおり住民票の除票や削除された戸籍の附票の写しを求めることとしているところ、これらの提供をすることができない場合、登記識別情報(登記済証)の提供等により左記の同一性を確認しています。 なお、削除された住民票及び戸籍の附票の保存期間については、住所の確認という目的に照らして、そのような個人情報情報を長期間にわたり保存することが必要かどうかという観点から、慎重に検討すべきものです。 ただし、削除された住民票及び戸籍の附票の保存期間は最短期間を定めたものであり、各市町村の実情に応じた長期間保存することは差し支えないものです。		
280720001	27年10月31日	27年11月18日	28年7月20日	法令手続きの原則オンライン化を進めるための体系的な法的仕組みの導入	<p>【提案の具体的内容】 ・法令に基づく手続等(国・民、地方・民、民・民)のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、費用対効果を踏まえつつ、原則としてオンライン化等が可能となるよう、法制度を整備する。 ・具体的な内容は、2015年6月16日のIT戦略本部規制改革分科会で示されたものを参考に整備すべき。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/itc/dai9/siryou3.pdf</p> <p>【提案理由】 ・現行において、法令に基づく手続等のオンライン化の状況を網羅的に収集し、進捗を管理する法的裏付けのある仕組みがない。 ・先般の日本再興戦略では原則IT化を進めることが決定されているので、これを確実に達成させるための法的枠組みは喫緊の課題、IT活用新法の枠内で整備すべき。</p> <p>・なお、IT利活用をすすめるための法制度については、当連盟として別途提案しているものでこちらも参考にされた。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省	【内閣官房】 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律にて、申請、届出等をはじめとする法令に基づく行政機関等の手続において、書面による手続に加え、オンラインによる手続も可能とする規定が整備されています。さらに、オンラインで行うことができる行政手続の状況については、同法10条に基づき、オンライン化の状況を各省等に公表しているところがございます。 しかしながら、オンライン化にじまないとされる手続や、地方自治体が発付主体となる手続、民間事業者間で行われる書面の交付・保存等に関しては、定期的なフォローアップが行われていないため、まさにご指摘と同じ課題意識を持ち、「IT利活用に係る基本指針」(平成27年6月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)を策定いたしました。 本指針にて、3.(1)「各府省庁は、その所管する法令に基づく手続等の全数とその概要を本年度から毎年度末時点において調査し、Webで公表する」、3.(2)「法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、手続の発生頻度も念頭に置きつつ、オンライン化等のための法令の整備を実施することが有効であると考えられる手続等を検討対象手続として設定し、その検討スケジュール等を策定する」とし、各府省庁が所管する法令について毎年調査を行うこととしてあります。	【内閣官房】 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律、その他個別法令	【内閣官房】 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律	【内閣官房】 法令上オンライン等によることが認められていない手続については、平成26年度から毎年度実施している全数調査による棚卸を踏まえ、「IT利活用に係る基本指針」に基づき、各府省庁は、「オンライン化法等に基づく法令を策定することによりオンライン化等が可能であると判断された手続等については、速やかに法令を整備することになっております。また、内閣官房IT総合戦略室が事務局であるIT戦略本部規制改革分科会において、「毎年度、各府省庁の「見直し計画」を踏まえ、オンライン化等重点手続を定め、各府省庁の取組をフォローアップするとともに検証・評価を行う」こととされております。 なお、IT利活用を促進する制度等については、引き続き検討してまいります。	【総務省】 オンライン化法の適用除外とされる個別の制度・法令については、所管府省における見直しにより、オンライン化が有効と判断された場合には、その都度行政手続オンライン化法の別表(適用除外)から削除し、行政手続オンライン化法の適用対象とすることとなります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280720002	27年11月1日	27年12月9日	28年7月20日	IT利活用推進のために必要な法整備に係る具体的な提案	[提案の具体的な内容] 日本再興戦略に記載された「IT利活用を推進するための新たな法制上の措置」として、対面原則画面上交付原則撤廃やデジタルファーストといった基本理念等による施策の推進と、IT利活用を妨げる既存制度の見直しとしての一括整備法、その他、電子署名法の改正、マイナンバー、電子私書箱の法的位置づけの明確化の検討等を行っていく 詳細は下記提言を参照 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458 [提案理由] IT利活用推進にあたっては、(1)基本原則・理念に沿った体系的施策の推進、(2)IT利活用を阻害する既存ルールの一括的な見直しによる加速化、(3)上記(1)と(2)を支えるための基盤の構築が必要不可欠である	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省	現在、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号)に基づき、IT利活用の推進を図っているところです。 [同法第13条において、「政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。』とされています。	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	検討を予定	IT利活用の一層の促進を図るため、IT総合戦略本部において、「ITの利活用に関する制度整備検討会」を開催し、必要な制度整備の方向性について検討を進めてきたところです。引き続き、IT利活用を促進する制度等について検討してまいります。	
280720007	27年12月7日	28年1月27日	28年7月20日	スマートフォンを個人番号カードのサブカードとして利用	[提案の具体的な内容] 公的個人認証の電子署名の複数枚発行及びスマートフォンへの搭載を規制緩和することにより個人番号カードのマルチカード化を実現すべきである。 [提案理由] <規制の現状> 公的個人認証法で電子署名の二重発行を禁止している。 (第6条電子署名用電子証明書、第25条利用者証明用電子証明書) <要望理由> 個人番号カードのマルチカード化の実現には、ICチップ空き領域の利用と公的個人認証の利用の2つの方法がある。ICチップの空き領域は現状、容量が小さく、多数の用途に使用することに限界がある。一方、公的個人認証にはその制限は無いものの、マイナンバーが券面記載されている個人番号カードを常に持ち歩くことに抵抗を持つユーザーもいると考えられる。 このため、常に身に付けているスマートフォンや携帯電話をサブカード化することで利便性が向上する。なお、セキュリティ対策としてスマートフォン紛失時等における同機能のりモード消去等の安全措置は必要となる。 <要望が実現した場合の効果> 個人番号カードの利便性向上によりカードの普及促進、ひいては番号制度の定着を通して、利便性・効率性の高い社会の実現につながる。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 総務省	公的個人認証サービスの署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(以下「法」という。)(第4条及び第25条の規定により、二重発行が禁止されています。また、スマートフォンへの電子証明書のダウンロードを検討する際には、その主体がモバイル事業者等市町村長以外となる可能性も考えられますが、法第3条及び第22条により、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書は、住所地市町村長が電磁的記録媒体に記録することとされています。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	検討に着手	[内閣官房] マイナンバー制度を我が国を支える重要インフラとすべく、マイナンバー制度利活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー、マイナンバーカード(個人番号カード)、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広(検討中)であり、今後、推進に向けて関係省庁と検討を進めてまいります。 [総務省] 昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」を踏まえ、総務省では、「個人番号カード・公的個人認証サービスの利活用促進の在り方に関する懇談会」において、公的個人認証サービス等の利活用推進策の1つとしてスマートフォンへの利用者証明機能のダウンロードの実現に向けた検討を行っており、実現方策並びに技術面、制度面及び運用面の課題について、引き続き検討を進めてまいります。	
280720022	28年6月28日	28年7月8日	28年7月20日	第4石油類(引火点200以上250未満)を危険物から除外し指定可燃物へ	潤滑油(グリース、工作油剤等を含む)メーカーでは、潤滑油に係る過剰ともいえる消防上の規制によって工場敷地や設備の有効活用が妨げられ事業展開が制約されており、多くの潤滑油関係者が消防法規制の緩和を求めている。その代表的な要望として潤滑油が属する第4石油類(引火点200以上250未満)についての危険物指定の解除がある。 潤滑油は、その引火点の高さが示すように、ガソリン、灯油等の他の第4類危険物に比べて可燃性ガスの発生する恐れは殆どなく、かつドラム缶やペール缶等の密閉容器に充填され安全管理されている製品である。 火災危険性の大小を社会的具体的に判断するひとつの指標と言える消防庁公表の火災事故件数データによれば、危険物施設における第4石油類の火災発生危険性については、直近の過去6年間(平成22年～平成27年)のデータにおいて、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所等を含む全危険物貯蔵所において火災事故は全(発生しておらず、貯蔵所における第4石油類の火災発生の危険性がいかに低いか)が明確に示されている。 2002年の消防法改定時に実施した引火点が250以上のものを危険物指定から除外して指定可燃物とした例に準じて、再度検討のうえ引火点200以上の第4石油類についても危険物指定から除外される措置を講じていきたい。これにより潤滑油メーカーの工場敷地や設備の有効活用が進み、潤滑油業界の産業力強化に繋がることが期待される。	(一社)潤滑油協会、全国工作油利工業組合、全国石油工業協会、日本グループ	総務省	ギヤ・油、シリンダー油等の引火点250未満の潤滑油は、平成13年の消防法改正による危険物の範囲の見直しの際の実施した実験結果等により、改めて火災危険性等が評価され、引き続き危険物として規制する必要があるとされました。これを踏まえ、ギヤ・油、シリンダー油等の潤滑油は危険物の第4類引火性液体のうち、第4石油類(引火点200以上250未満)として規制されています。	消防法第二条	対応不可	平成13年当時から潤滑油の貯蔵、取扱い実態は変わっていません。現状として、第4石油類を貯蔵し、又は取り扱うすべての危険物施設の火災の発生状況から、直近の過去5年間(平成23年～平成27年)の危険物施設における第4類石油類に係る火災の件数は平均15.8件/年、負傷者数は平均20人/年、損害額は平均約146,906万円/年と一定の被害が発生しており、第4石油類の火災危険性が低いとは言えない状況です。 また、大規模地震により高引火点の引火性液体が漏れ出した場合、潤滑油程度の引火点をもつ危険物までは、何らかの火源により漏れ液体に着火、延焼が生ずる危険性が過去の実験により示されていることから、その危険性に応じた安全対策を講じていく必要があります。 以上のことから、第4石油類を危険物指定から除外することはできません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280720023	28年 6月28日	28年 7月8日	28年 7月20日	第4石油類の 屋外貯蔵所 における現行 特例の緩和	<p>潤滑油(グリース、工作油剤等を含む)メーカーでは、原料調達コストが上昇して収益環境が厳しいなか、潤滑油に係る過剰とも言える消防法上の規制によって工場敷地や設備の有効活用が妨げられ、事業展開が制約されている。潤滑油関係者の多くが消防法規制の見直しによる緩和を求めており、そのひとつに危険物施設の保有空地基準が挙げられている。屋外設備の設置に際して確保しなければならない現在の保有空地幅は、安全を重視するあまり限られた土地の有効活用を妨げる大きな要因になっている。</p> <p>消防庁公表の危険物施設における火災事故データによれば、直近の過去6年間(平成22年～平成27年)の屋外貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所等を含む全危険物貯蔵所において、第4石油類(引火点200 以上250 未満)について火災事故は全く発生していない。これは第4石油類が第4類の他の引火性液体に比べて火災発生危険性が低いこと及び危険物貯蔵所における貯蔵、取扱い等の管理が徹底されている結果と判断できる。</p> <p>政令では、引火点が100 以上の第4類危険物である高引火点危険物のみを貯蔵し、取り扱う貯蔵所等については、特例による緩和措置を設け、その構造、設備等の基準を別途定めて保有空地幅を減らすことができるが、高引火点危険物の屋外貯蔵所の特例における空地幅については、屋外タンク貯蔵所の場合に比較して、特に広い基準が設定されている。</p> <p>具体的には、屋外貯蔵所の特例における空地幅(危険物規則第24条の12)が、指定数量倍数50以下は空地幅3m以上、指定数量倍数50超200以下は6m以上、指定数量倍数200超は10m以上と細かく設定されている。これに対して屋外タンク貯蔵所の特例における空地幅(危険物規則第22条の2の3)は、指定数量倍数2000以下は3m以上である。</p> <p>については、空地幅の基準を最低3m以上と規定している根拠を明確にして頂くとともに、高引火点危険物のなかでも火災発生危険度が低い第4石油類(引火点200 以上250 未満)について、その実情を考慮のうえ屋外貯蔵所の現行特例における保有空地幅を屋外タンク貯蔵所並みに緩和することを要望する。これにより潤滑油メーカーの工場敷地や設備の有効活用が進み、潤滑油業界の産業力強化に繋がることが期待される。</p>	(一社)潤滑油協会、全国工作油剤工業協会、全国石油工業協同組合、日本グリーン協会	総務省	<p>消防法令により、屋外タンク貯蔵所は「屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所」、屋外貯蔵所は「屋外の場所において第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体(引火点が零度以上のものに限る。)又は第4類の危険物のうち第1石油類(引火点が零度以上のものに限る。)、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所」と定義され、それぞれの形態に応じて位置、構造及び設備の基準を設けています。</p>	危険物の規制に関する政令第2条、第11条、第16条 危険物の規制に関する規則第22条の2の3、第24条の12	対応不可	<p>保有空地は、危険物施設が火災になった場合、又はその周囲の建築物等が火災になった場合に相互に延焼を防止するための空地であり、かつ、消防活動に使用するための空地であり、原則として3m以上必要とされています。</p> <p>屋外タンク貯蔵所では、タンクが一定の機械的性質(厚みや材料)や気密性を有すること、タンク内の圧力が異常に上昇した場合に内部のガス又は蒸気を上部に放出できる構造とすること、タンクの周囲に危険物が漏れた場合にその流出を防止するための防油堤を設けること等、全体として屋外貯蔵所よりも厳しい安全対策が講じられています。一方、火災になった場合、屋外貯蔵所では、危険物を貯蔵した容器の飛散により、火災が拡大することや消防活動に支障を与えることが懸念されるため、屋外貯蔵所の保有空地の幅は屋外タンク貯蔵所よりも大きな数値とされています。</p> <p>提案内容にある火災発生件数の情報から火災危険性の大小を判断するのは困難であり、また、上述の理由により屋外貯蔵所と屋外タンク貯蔵所で基準に差をつけていることから、要望されている保有空地の緩和は認められません。</p>
280810011	27年 11月25日	28年 2月23日	28年 8月10日	旧態依然の 旅館業法に 関して大幅な 見直しと規制 緩和を求めま す	<p>旅館業法、特に簡易宿所に関して、法律の規制、許可取得の条件、簡易宿所営業許可を取るために必要な消防法等が、全く現実的ではないと考えます。</p> <p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部屋の面積などは重要ではないと考えます。狭くても良いから広く泊まりたいというニーズを妨げる根拠がわかりません ・トイレやシャワーなどの数や有無に関しては、適切な数を設置するというのが現在の状況ですが、実際は保健所職員のかかり備った主観によって許可が取れないという現象があります。簡易宿所においてベッドに一つのトイレが必要と保健所では言われますが、厳しすぎると考えます。20ベッドで一つくらい良いかと思います。更にはシャワーや風呂はなくても価格が安い宿あっても良いと思います。 ・その他にもフロントがなくてはいけな、ベッド1つにつき1つの鍵付きロッカーが必要、リネンを保管するスペースや棚が必要等々、登記簿上の使用目的が宿でなくてはいけな等々、いつの時代の習慣なのか、わからないようなルールは即時廃止すべきです。 <p>・消防法において、カーテンは防炎のものがありますが、ベッドは木製、布団など寝具は防炎でないものも拘わらず、カーテンのみを防炎にする必要は無いと考えます。</p> <p>・消防法において簡易宿所ほどの小規模の施設に対して過剰の消防設備を求めすぎかと考えます。実際に簡易宿所を開業するに当たって消防設備だけで50万円超す設備は必要でしょうか？ 消火器と連動型でなくても良い火災報知器が各部屋に設置されている程度が良いと思います。</p> <p>希望としては宿所のクオリティを法律で縛るのではなく、市場のニーズで決めるので十分です。高い価格の宿は高いクオリティが必要ですし、安い価格を求める旅行者がいてその分設備などのクオリティは低くても良いという市場原理で良いと考えます。</p> <p>民泊が現実的に認められている現状を考え、営業許可を取得して営業しようとしている人が増えることのないよう、民泊の基準を高めるのではなく、旅館業法の簡易宿所営業の許可取得基準を大幅に緩和することを期待しています。たくさん外国人が日本に観光に来ようとしている今、古く現実とマッチしていない旅館業法のせいでこのチャンスを逃がすことのないようにして頂きたいです。</p>	個人	総務省 厚生労働省	<p>旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。</p> <p>消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められているところで</p>	旅館業法第3条 消防法第8条の3、第17条	検討に着手	<p>民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。</p> <p>また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められているところで、民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより慣れない火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まること想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用を行ったいた(必要)があると考えられています。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ・規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 ・再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 ・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280810012	27年 11月25日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊の規制 緩和と推進が 日本経済を活 性化させる一 つ!	<民泊の前提> 民泊の基本は個人宅での空いている部屋を旅行者に貸すと言うことが基本です。 <民泊の規制と改革の部分> 1.民泊を現行の旅館法で規定すべきでなく、民泊規定法を制定すべきです。 2.民泊を7日以上と規定するのは、一部の既得権益を有利にする事で、自由経済の活性化と主旨に反している。 3.民泊の規定は個人居住物件と個人所有の物件で個人所有の民泊施設は3物件までとする。 4.民泊の規定は一室に最大5人までとして人数制限をする。 5.民泊が木造一軒家の部屋や鉄筋コンクリート以外に泊まらせる場合は、消火器などの安全設備の設置を義務付ける。 6.アパート・マンションなどが鉄筋コンクリートでの場合は、現在義務付けられた設備に準じ、それ以上の条件は附加しない。 7.民泊を運営する個人もしくは斡旋事業者のどちらかは、民泊者と民泊提供者の保護の為に保険加入の義務が生じる。 7.上記の条件以外は現行法の旅館法に該当するようにする。 (民泊推進の意義) 1.個人宅の空室の有効利用で家族世帯の余剰収入が増える 2.旅行者が特定の一時期の増大する宿泊者に対してが宿泊施設が提供出来る。 3.最大数の旅行者を見込んで新しくホテルや旅館を膨大な資本投下をして建て無くて良い。 4.最大数の宿泊客を対応に客室を作れば、ホテル、旅館の乱立となり閑散期などで、宿泊客を奪い合うことも無く、ホテルや旅館の空室部分を民泊に転嫁させ、切り捨てた考えで経営をすることが出来、ホテルや旅館の稼働率が下がらない。 5.旅行者の宿泊での宿泊料金での懸念は、旅行者が増えれば、スーパーマーケットやベンションのように、安価な低宿泊施設を考える新規事業者が旅館法内で参入して来る。其れこそ自由経済社会で活性化する。 以上	個人	総務省 厚生労働省 国土交通省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づき許可が必要。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところ。	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 ます。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づき許可を取得すれば、1泊から営業可能です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところ。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れた火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まること想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。
280810017	27年 11月26日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊の規制 緩和について	大阪府吹田市に居住しております。民泊特区で規制が緩和されたといえ合法的に民家の空き部屋で始めることはほぼ不可能な状態です。1、宿泊日数7日以上、これは全面撤廃を希望します。ヨーロッパのような長期休暇が可能な国ならともかくアジアの多くの国は日本と同じで長期休暇が取れない国がほとんどです。7泊同じところに滞在するケースは非常に少ない(採算が合いません)。ホテルにも泊まるが日本の文化にもふれてみたいし、ホテルに3泊、民泊3泊という旅行者が多数おられます。2、各居室ごとに浴室・トイレ・台所の設置とありますが現実的ではありません。私は4人兄弟です。4人とも結婚し独立しております。両親は自宅の空いた部屋の利用をいつも考えておりますが民泊の話聞いた時これだ!!と思いましたが中身を見てガッカリしました。ホームステイのような形で民泊を可能にして欲しいと思います。そうすれば私の両親のような人の雇用や生きがい健康増進に繋がります。またこの世でこのようにマンションで暮らす人は豊かな知識とゆとりを持っておられます。そのような方が旅行者に日本の文化を伝えてもらうことは非常に良いことだと思います。また、規制上の優遇処置が民泊をはじめめることにより受けられないなども聞きました。以上だけでも解っていただくとします。特区も推進も有りません不可能です。消防法なども同じハードルが高すぎようと思います。耐震や消防や避難訓練などです。また、民泊のここ数年の増加を見ると万単位の増加です。既に利益を上げることは難しくなっています。そこに厳しい規制がかけられるとせつなく育っている分野をつぶしてしまうことになりかねません。少しの知識で勝手にことを申しますがご検討の程よろしくお願い申し上げます。	個人	総務省 厚生労働省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づき許可が必要。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところ。	旅館業法第3条 消防法第8条、第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 ます。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づき許可を取得すれば、1泊から営業可能です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところ。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れた火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まること想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。
280810023	27年 11月27日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊法制化 に関する提言	-あるべき民泊のルール(法制化)- ・最低宿泊日数の制限は撤廃すべきであると考えます。 ・宿泊者情報に関して(airbnb側で予約する人物の個人情報は把握しているが、実際に予約する人物が異なる場合があり、それについては両当事者を含めairbnbにおいて全宿泊者の個人情報を収集すべき。したがって、民泊サービス仲介者(airbnb)に対してこうした宿泊者の個人情報の収集保管を旅館業法の中で義務付け、事件事故が発生した時に行政当局から照会があった時に迅速に提出できる様にするべき。 ・ホストはゲストが何らの犯罪行為に關与している、もしくは実行している(例:薬物使用)と疑いを持った時に、迅速に所轄警察署へ通報するものとする。 ・衛生及び災害時対応について、常に適切な衛生状態を維持する為、宿泊者がチェックインする前の清掃作業(掃除機がけ、シャツ交換、タオル交換、便器の洗浄消毒、浴室の清掃)の義務化、災害対応の為に設置する器具として、家庭用に安価で販売されている火災、煙警報機、消火器(300円程度)の購入・付け替え義務化(家庭用住宅に適用する民泊ですので、商業ホテルの様な厳しい規制はそぐわない)。防災カードの設置、基準に合致しているか検査する為、地方自治体の保健所は事前通告の上、立ち入って検査する権利を保持する。 ・ゴミ出しは、1ヶ月以上泊まるケースを除く(但し、この場合はホストがゲストに対面でゴミ出し方法を説明し、理解したか確認する義務を負うものとする)。原則としてホストが回収ゴミ出しをする事を義務化する。 ・騒音対策、ホストはゲストに対して、部屋及び建物敷地内で近隣住民の迷惑にならない様に宿泊前に説明理解した事を確認する義務を負う(これは予約時のハウスルール確認画面表示で対応できるものとする)。近隣住民から騒音の訴えがあった場合、証拠があり明白な場合はホストはゲストに対して注意を促し、その後も重ねて訴えがあった場合はそのゲストを即時に退去させなければならぬ。 ・許可制か、届出制かどうか議論がある様ですが、行政コスト削減及びホスト達のスムーズな移行の為に、届出制が好ましいと考えます。但し、基準に達していない運営をしていると判明した場合は警告、指導及び営業停止処分等の行政処分を担保として行使すれば、実効性は保たれると考えます。	個人	総務省 厚生労働省 国土交通省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づき許可が必要。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところ。	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 ます。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づき許可を取得すれば、1泊から営業可能です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところ。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れた火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まること想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280810030	27年11月27日	28年2月23日	28年8月10日	現状の問題と解決策	現状の課題とその解決策を散発的ではありますが、記載します。法改正後の新法の具体的な案として少しでも役に立てればと思います。 1. 感染症の拡大 宿泊者からホストに対して身分証の提示(ネット仲介業者に義務付けでクリア可能) 2. 身元不明人物の宿泊 同上 3. コミ出しや騒音などの近所とのトラブル 宿泊者に対して、多言語(最低英語)で、明確に指示(ネット仲介業者に義務付けでクリア可能、入力しないホスト登録が出来ないなど) 4. 契約外のサービス、管理責任者の登録(所有権、管理規約及び契約の確認) 5. 税金未払いによる不平等 登録制とする、簡易的な税制の導入(確定申告が不慣れな人向け)、みなしで控除額を決定して納税するなど) 6. 火災時の避難 宿泊者に対して、多言語で、明確に指示、最小限の設備(火災報知器の設置) 行政は、届け出を受け付けたあと、サンプルベースで監査、違反度合いに応じて、罰金と営業の停止。	個人	総務省 厚生労働省 国土交通省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところです。	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 ます。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところ ます。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより慣れない火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まること想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると 考えています。	
280810037	27年11月28日	28年2月23日	28年8月10日	個人の民泊規制の緩和の実質的妥当性及び必要性	前提: Airbnbでホストとして活動している立場から、実務的に問題がないことと、日本人や日本経済に よい影響を与えるだろうと確信している立場からご意見を申し上げます。 主張: ・実質自宅として住んでいる家に限り、個人が短期ホームステイを受け入れることを許可すべきです。 社会的背景: ・そもそも日本は来日外国人目標に対して、圧倒的に旅館不足です。当方は京都在住ですが、特に 繁忙期は旅行者は旅館難民となって大変苦勞されています。 国家として観光客を増やすならば、民泊はとも理にかなったキャパシティの拡大方法です。 ・また、留学生などのホームステイ受け入れはこれまで民家で行われてきました。規制するならそれも 規制してしまわないと理にかなわないのではないのでしょうか？ ・ホスト:民泊を運営する人、ゲスト:宿泊する顧客とします。 ・ニュースなどでよく問題になっているような、ホストが住んでいない物件に勝手に人を住まわすのは 規制すべきというスタンスです。 認可条件の案: ・前提として、認可をするのは実際民家として住んでいる場所に限るべきです。 ・暗黙知的なことを含めたハウズルールをゲストに共有できるのは、実際に住んでいるホストだけで す。 ・民泊であるリスクをゲストに承諾させる 民泊の仲介事業者側が、ホテルレベルのようなリスク管理がされた宿泊先でないことを、事前にゲ ストに承諾させるべきです。 最低限の安全をどこまで担保するべきかが、一つの議論の争点だと思います。最低限の条件をどう すべきか、は次の項目で議論するとして、まずは、ゲスト側がホテルレベルの安全を確保されてい ないことを、予約時に承諾するフローを民泊事業者が提供すべきかと思います。 既にairbnbでは実施されていますが、パスポート認証も必須です >最低限の安全確保条件 一般家庭で現実的な安全確保は以下かと考えます。 ・火災報知機 ・非常時のマニュアル ・消火器 >認可のフロー ・インターネットで証明となる写真などを投函すれば認可がおりるくらいの簡易的なものであるべきと 考えます。 その他意見 人口減に直面しているにも関わらず、日本では移民の受け入れの議論があまり盛り上がりません。 尙ら外国人があまりに速い存在なのだと思います。民泊を通じて、関係性が非常に近くなります。日 本の国際化の一助になるのではないのでしょうか？	個人	総務省 厚生労働省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところです。	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取り まとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制 体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等 の設置が求められているところ ます。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊すること により慣れない火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同 住宅と比べて火災危険性が高まること想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と 考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると 考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280810046	27年11月30日	28年2月23日	28年8月10日	規制緩和に対する要望	旅館業法及び用途地域の見直しが必要だと思えます。民泊の場合、1棟あたりの宿泊人数が最大で6名位では無いでしょうか一般の住宅と何の変わりもないのに、何十人何百人も泊まれる旅館業法等の厳しい規制の中に入るのはおかしいのではないでしょうか。 例えば、空き家を利用して、宿泊人数5人のゲストハウスを立ち上げようとするため、まず用途地域で観光地に近く優良な住環境の場所では旅館ができない地域が多いです。しかし民泊の場合宿泊人数が少ないため一般の住宅と同じではないでしょうか。 消防においても全(同じ)で自動火災報知器設備、非常照明、誘導灯、不燃壁と人数に関係なく大きな工事費が必要です。保健所においてもこの5人の場合でももう1つ小便器を設置する必要があります。特に部屋貸しの場合、一般住宅の設備で何ら問題ないのです。 ホストには、衛生面及、消防の講習を受けさせ安全管理出来る、管理者認定制を設け、旅行者の安心を確保する義務を負わせる。 宿泊建物に、明解に公示・明示を行い近隣住民の安心を得られるようにする。施設名称、連絡先施設内容(シェアタイプ、1棟貸、スタイブ、利用人数等)を明示する。 多様な宿泊形態は、旅行の楽しさを、倍増させるものです。よろしくお願ひします。	民間企業	総務省 厚生労働省 国土交通省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところです。	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところです。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まること想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えられています。	
280810047	27年11月30日	28年2月23日	28年8月10日	民泊の許可と制限	Airbnbホストです。 簡易宿泊所の許可も取得しながらも、Airbnbからも宿泊客の流入を得ています。現在、議論が進められているであろう民泊については、幾つか制約をつければ、特段反対する理由はありません。 幾つかの制約について、述べます。 -届出制 都道府県の許可制。 安全面や税制面など、行政でもある程度の把握が必要。 Airbnbのホストコミュニティなどを見ていると、火災保険の仕組みや確定申告すら理解できていない輩がわんざかいます。当然のことながら、行政の立ち入り調査も可能。 -安全面の指導 Must項目(例:消化器、避難経路、非常ベルなど)また、Nice to have(例:防災カーテン、非常用懐中電灯等)などを明文化する。 シェアリングエコノミーの行き着く先は、とどのつまり「人の命」をどう守るか。 -対面必須 対面をすることで、問題になっているゲスト側の行き過ぎた行動を防ぐことは可能かと思われ、国籍が異なるのが、何と云っても「人」です。所有物を「借り」ことで、ゲスト側もホストに会えば気持に抑制がかかるのは間違いありません。 対面ありになれば、ホスト側の「ホスト」としての意識もより高まり、「民泊」の「民」が活きとかながえ ます。 他にも色々ありますが、文字数の制限もあり、ひとまずポイントと思われることを、つらつらと列記しました。	個人	総務省 厚生労働省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められているところ です。	旅館業法第3条 消防法第8条の3、第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められているところ です。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まること が想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防 災物品の使用を行っていただく必要があると考えられています。	
280915006	28年7月28日	28年8月18日	28年9月15日	他製造所を通過する配管敷設の特例措置について	別の製造所等の保有空地を通過して他の製造所等へ配管を敷設することは、条件を満たせば認められているが、別の製造所等を通過することは認められていない。 例えば、危険物製造所Aから、危険物Cを配管にて一般取扱所Cへ送る場合、危険物製造所Aから危険物Bを危険物一般取扱所Bへ送られている既存配管ラックに載せて、一般取扱所B内を經由して一般取扱所Cへ配管敷設することは、危険物Cは一般取扱所Bとは関係がないため、通すことができる。 配管を通すための土地を工面したり、別途ラックを新設する等が必要になり、配置に苦慮することがあり、場合によっては起業性を損なっている。 そのため、事業所内で新たに危険物配管を敷設する場合、保有空地内だけでなく、他の製造所等も通過させることも、条件を満たせば、政令23条適用で実施できるようにする。 条件としては、消火活動上問題ない他に、通過製造所等に事故等があった場合でも、当該配管を遮断できるようになっており、被害が他製造所等へ拡大しないと判断された場合等。 また安全対策としては、通過する製造所の取扱危険物品名、危険物取扱数量には、当該物質が加味されることになり、その製造所に見合った消火設備が付くことで、担保されると考える。	石油化学工業協会	総務省	消防法においては、危険物施設の周囲には、延焼の防止及び消防活動の場所の確保の観点から、空地を保有することが必要とされており、空地内には、当該危険物施設に關係しない配管等は通過させることができないこととされています。 一方で、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」(平成13年3月29日付消防令第40号)において、消防活動等に支障がないと認められること等を条件に、政令第23条を適用し、保有空地に他の施設の配管を通過させることを認め差支えないことが示されています。	危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第9条第1項第2号、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」(平成13年3月29日付消防令第40号)	対応不可	危険物施設の周囲に設ける保有空地は、火災等が発生した場合に、延焼を防止し、消防活動を行うために必要な空地であるのに対し、危険物施設内は、危険物の貯蔵・取扱が行われており、火災等の危険性が高い場所であることから、危険物施設内に他の危険物施設の配管を通過させることは認められません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
281031001	28年7月28日	28年8月18日	28年10月31日		<p>昨今、危険物を輸送するための船舶の大型化が進んでおり、従来の橋樑の設計基準に基づき許可された制限値を越えるサイズの船が増え続けている。そのため、橋樑の着床制限を上げるために、増強工事を行う場合、</p> <p>1)水域専有面積変更のため、港湾法に基づく(港湾事務所への申請 2)陸物専有岸壁変更のため、港則法に基づく(海上保安部への申請 3)海域における工事のため、海上交通安全法に基づく(海上保安部への申請 4)出荷配管の変更があれば、消防法上の危険物の場合は市消防への申請 5)出荷配管の変更があれば、高圧ガス保安法上の高圧ガスの場合は都道府県への申請 6)申請先が複数官庁に渡り、許可が下りるまでに期間も長期に亘ること、また、それぞれの申請に対する許可が同時期に下りないことにより、工事着工が遅れが生じる等の実害が生じている。</p> <p>そのため、危険物専用岸壁の工事等にかかる各申請手続きについて、</p> <p>1. 申請から許可が下りるまでに要する標準的な期間を明示すること。 2. 複数官庁間での調整が必要な場合、現実的な範囲で、行政当局間で事前協議を行うこと。 3. 許可に時間を要する場合は、申請者に対しその理由を適時通知すること、を要する。</p>	石油化学工業協会	総務省 経済産業省 国土交通省	<p>【総務省】 消防法第11条第1項において、消防法上の危険物を一定の量以上貯蔵し、又は取り扱う施設的位置、構造又は設備の変更をしようとする者は、消防法に基づき、変更許可申請書を市町村長等に提出し、変更の許可を受けなければならない。 消防法第11条第1項に基づく危険物施設の設置・変更の許可の標準処理期間については、「消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項(平成6年9月28日付通知)」において、「申請に係る危険物施設の種類の、規模、各団体の実情に応じて設定された。」とされています。</p> <p>【経済産業省】 高圧ガス保安法では、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日百立方メートル以上である設備を使用した高圧ガスの製造の許可を受けた者は、製造のための施設的位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、製造施設等変更許可申請書に変更明細書を添付して、都道府県知事に提出し、許可を受ける必要があります。</p> <p>【国土交通省】 港湾法第37条第1項において、港湾区域内の水域を占用しようとする者は、港湾の開発、利用及び安全に支障が生じないようにするため、港湾管理者の許可を受けなければならないとされています。占用許可については、自治事務に関わる権限であることから、各港の実情を踏まえて各港湾管理者が条例を規定し、当該条例に基づいて事務の執行を行っております。 なお、港湾法第37条第1項に関する審査基準として、「行政手続法における審査基準等の設定について」(平成6年9月16日付「港審第2078号」)により、標準処理期間を原則20日以内とする技術的助言を港湾管理者に行っております。</p> <p>危険物の種別、種替又は荷卸をするには、港則法第23条第1項に基づき、港長の許可を受けなければならない。</p> <p>海上交通安全法の航路又はその周辺海域で、橋樑の増強工事を行う場合、海上交通安全法第30条に基づき、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。 港則法が適用される港内又は港の境界付近で、橋樑の増強工事を行う場合、港則法第31条に基づき、港長の許可を受けなければならないとされています。</p>	<p>【総務省】 消防法第11条、危険物の規制に関する政令第7条</p> <p>【経済産業省】 高圧ガス保安法第14条</p> <p>【国土交通省】 港湾法第37条第1項</p> <p>【国土交通省】 港則法第23条</p> <p>【国土交通省】 港則法第31条</p>	<p>【総務省】 対応不可</p> <p>【経済産業省】 対応可能</p> <p>【国土交通省】 対応不可</p> <p>【国土交通省】 対応不可</p>	<p>【総務省】 消防法第11条第1項に基づく(危険物施設の変更許可に係る事務については、市町村長等が実情に応じて適切に実施するものであり、消防庁において標準処理期間を明示することは困難です。</p> <p>【経済産業省】 標準処理期間については都道府県が決めることとなりますので、都道府県にお問い合わせいただければと思いますが、高圧ガス保安法に係る変更工事の許可申請に際し、複数官庁間にまたがり調整が必要なものや許可に長い時間がかかっている事例について承知せず、御提案者からお話をうかがいたいと考えています。</p> <p>【国土交通省】 港湾法第37条第1項における港湾区域の水域の占用許可に係る事務については、港湾管理者が条例に基づいて適切に実施するものであり、港湾局において標準処理期間を明示することは困難です。</p> <p>港則法23条第1項に基づく(危険物の種別等の許可又は海上交通安全法第30条若しくは港則法第31条に基づく(工事・作業許可の申請があった場合における、ご要望の事項については、以下のとおり対応しているところ。)</p> <p>1. 行政手続法第6条に基づき、申請受付から許可が下りるまでに要する標準的な期間を定め、海上保安庁ホームページで明示しております。 2. 行政手続法第11条第2項に基づき、必要に応じ、複数行政庁間で相互に連絡をとるなど、審査の促進に努めております。 3. 行政手続法第9条第1項に基づき、申請者の求めに応じ、審査の進行状況及び許可に要する期間の見通しを示すよう努めております。</p> <p>引き続き、行政手続法に基づいた対応を徹底してまいります。</p>	
281031002	28年7月28日	28年8月18日	28年10月31日		<p>コンビナートの事業所を統合する場合、法的には地区が異なっても、地区を合わせて一つの事業所とみなされるが、自衛消防設備の給水栓送液能力設置基準については、それぞれの地区に事業所全体に必要な設備能力が求められている。</p> <p>また、事業所の敷地面積が100万m²を超える場合、施設地区の配置に関する省令第12条第五号では12m幅員道路にて、敷地を概ね四分割以上にするよう通路を配置することが求められている。</p> <p>独立していた事業所が操業後に統合する場合、屋外給水設備は事業所毎に設計思想が異なるため(給水栓配管の圧力等)、それぞれ事業所の給水栓配管を単純に接続して相互乗り入れすることは困難。</p> <p>そのため、地区毎に必要とされる送水能力以上の消防設備を設置しなくてはならず、地区によっては過剰な設備の設置を求められ、企業間連携、事業所統合の際に自衛消防設備が大きな事業所に引きずられ過剰負担となる。</p> <p>また、隣接する事業所A(95万m²)と事業所B(65万m²)を統合しようとした場合、敷地面積が100万m²を超えるため、四分割以上への敷地分割規制を受けて、12m幅員の通路を新たに設置することが求められる。</p> <p>このとき事業所Bは幅員が12m以上(実質幅員14m)あり、敷地を分割する通路とすることができ、事業所Aは事業所Bよりも敷地面積が大きいものの、既存の特定通路は最大で10m幅員の通路しかなく、敷地を四分割するためにこれらの特定通路を弧幅することは、製造施設等の配置上から難しいケースがある。</p> <p>コンビナートの事業所統合時の自衛消防設備の設置基準について、次の方法を認めることを要望する。</p> <p>1)消火用屋外給水施設は、事業所内の地区毎に法規制適合を判定できるようにする。 2)統合後の敷地面積が100万m²以上となっても、 ・統合前事業所が、各々一端が直接公道道路に接している幅員12mの特定通路を保有していること ・事業所間を消防車両が自由に往来することができる連絡通路を境界線内に確保すること ・統合前の敷地境界を既、またそれぞれの事業所の製造施設間距離が2m以上あり、製造施設の消火活動に支障がない場合は、12m幅員特定通路同等の機能を持っているものとする ことにより、四分割と同等とみなすこと。</p>	石油化学工業協会	総務省 経済産業省	<p>1)石油コンビナート等災害防止法第16条では、「特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない」とされています。 当該自衛防災組織には、その業務を行うために必要な防災資機材等を備え付ける必要がある(同条第4項)ため、石油貯蔵・取扱量や高圧ガスの処理量、保有する施設及び設備等の種類に応じて、新たに消防車両の台数や必要防災資機材等を直すこととなり、新たに消防用屋外給水施設については、特定事業者がその特定事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車又は大型化学高所放水車(以下「大型化学消防車等」という。)を備え付けなければならない場合に、消防用屋外給水施設として車両台数に応じた施設を備え付けなければならないとされています。(省令第7条) またその能力の基準は、当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力により120分継続して放水することができる量の水を供給できるとなっています。(省令第8条)</p> <p>2)「石油コンビナート等災害防止法の運用について」(平成11年8月17日付消防特第14号、平成11年8月11日立局第3号)の第1において、レイアウト規制対象事業所(他事業所を統合する場合、統合される複数の事業所のうち一の事業所)に関して、他の統合される事業所が増設されるものとして届け出るべきものとされており、この届出に係る計画については、実質的な変更がないことと鑑み、原則として、法第8条に基づき「指示は行わないもの」とするとされています。 ただし、変更届には、統合後の配置図を添付していただくことになっており、消防庁としては、過法部分を確認するため、その配置図に法令に適合していない通路等を明確に示していただいているところ。)</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法第2条、第15条、第16条、石油コンビナート等災害防止法施行令第7条、第8条、第10条、第16条第二項及び第四項、石油コンビナート等における特定防災施設等に関する省令第8条、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第12条</p>	<p>1) 対応不可 2) 現行制度下で対応可能</p>	<p>1) 要望の具体的な内容が明らかでないが、一般論としてお答えすると、消火用屋外給水施設については、当該事業所の自衛防災組織に大型化学消防車等を備え付けなければならない場合に設置が義務付けられています。 当該大型化学消防車等を含む防災資機材は、自衛防災組織が、事業所全体における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行うために設置を義務付けており、事業所内のすべての消火用屋外給水施設において、保有する大型化学消防車等が有効に活動できるだけの放水能力が必要になります。 一方、代替措置として、当該特定事業所の自衛防災組織に備えなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより、120分継続して取水することができる量の水を常時取水することができる河川等が省令第9条第1項の規定による消火栓等を設置すべき位置にある場合において、市町村長が適当と認めるときは、当該箇所に消防用屋外給水施設に消火栓等が設置されているものとみなす(省令第12条)等の対応も可能なため、具体的な計画内容を市町村長とよく相談していただき、なお、必要に応じて消防庁に相談していただくことも可能です。</p> <p>2) A社とB社が統合した場合でも、施設地区や連絡導管等に変更がない場合は、「石油コンビナート等災害防止法の運用について」(平成11年8月17日付消防特第143号、平成11年8月11日立局第3号)により、法第8条の指示は行わないこととしており、統合後に直ちに現行法令に適合させることを求めていないことから、現行法令で対応可能と考えております。</p>	